

## 兵庫県宝塚市教育委員会

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 幼児児童生徒人口／総人口   | 26,819人/223,918人 |
| 医療的ケアを必要とする児童数 | 3人               |
| 医療的ケア看護職員数     | 2人               |

## 本事業の構想

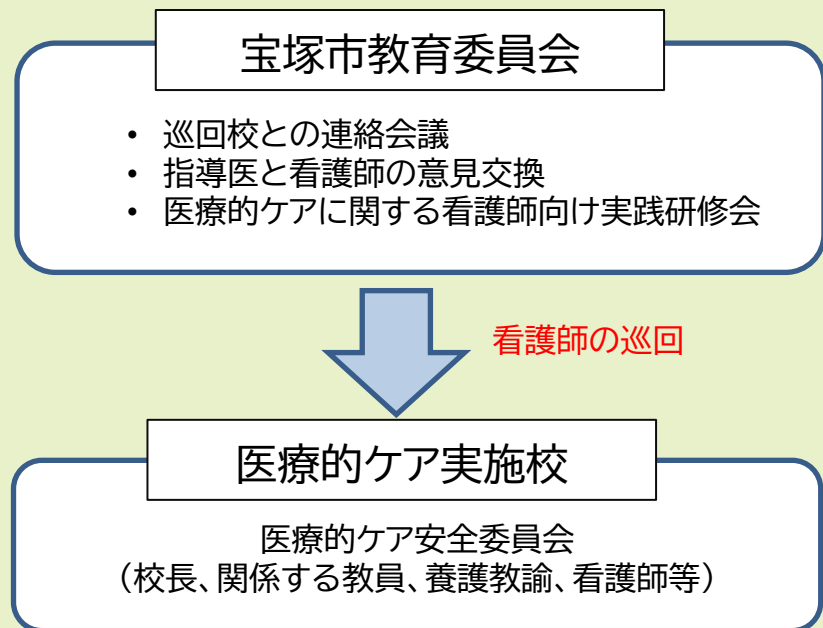
各学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制を整備するために、教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成する医療的ケア実施体制の整備に関する検討会を設置し、医療的ケアの実施体制の整備に関することを協議する。

医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、定期的に巡回指導などの方法で、看護師や学校が医療的ケアに関する相談に対する助言などを受けられることができる支援体制の充実を図るとともに、学校に配置する看護師のための実践的臨床的な研修を受ける機会を確保する。

## 取組の概要

|       | R3(1年目)   | R4(2年目)   |
|-------|---|---|
| 課題等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア実施体制の整備に関する検討会の設置</li> <li>指導医の委嘱</li> <li>ガイドライン作成に向けての検討</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア実施体制の整備に関する検討会の定期的な継続実施</li> <li>指導医の委嘱及び訪問の継続実施</li> <li>ガイドラインの策定</li> <li>看護師及び医療的ケアに関わる職員に向けての研修の実施</li> </ul>                            |
| 事業の目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアの安全で円滑な実施体制の整備</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアの安全で円滑な実施体制の整備</li> </ul>   |
| 取組内容  | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア実施体制整備に関する検討会の設置</li> <li>指導医の検討</li> <li>ガイドラインの検討</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア実施体制整備に関する検討会の定期的な運営</li> <li>指導医の決定。巡回の調整・実施</li> <li>ガイドラインの策定</li> <li>看護師及び医療的ケアに関わる職員の研修</li> </ul>                                      |
| 成果    | <p>医療的ケア実施体制整備に関する検討会において現状の把握と今後の進め方に関する内容を共有できた。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア実施体制整備に関する検討会において現状の課題と今後の体制について協議することができた。</li> <li>指導医の委嘱を行い学校訪問において看護師、教員、介助員に助言を行うことができた。</li> <li>看護師の専門性向上のための研修を実施することができた。</li> </ul> |

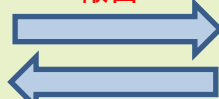
## 医療的ケアの実施体制等



## 医療的ケア運営協議会

- 構成員** 学識経験者(看護大学教授)  
医療関係者(指導医・訪問看護)  
教育関係者(医療的ケア児在籍校校長)  
行政関係者(保育・発達支援センター・教育委員会)  
保護者代表
- 検討内容** 年3回実施し、以下について検討
- ・ 小・中・特別支援学校の実態把握
  - ・ 保育所幼稚園の実態把握
  - ・ 未就園児の把握
  - ・ 看護師の派遣体制について
  - ・ ガイドラインについて

報告



助言・協力

## 医療的ケア看護職員の雇用・配置方法

教育委員会に看護師を配置し複数の学校を巡回

### <配置方法>

- ・ 教育委員会に常勤職員(1名)、会計年度任用職員(1名)の看護師を配置

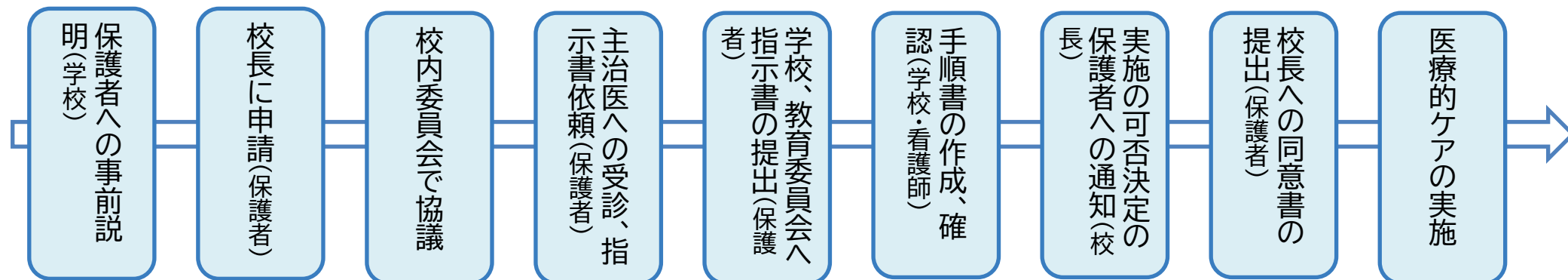
### <巡回方法>

- ・ ローテーションを組んで3校の学校を巡回
- ・ 休暇等をとる場合はパートタイムで雇用している看護師がケアを実施する。必要に応じて特別支援学校に配置されている看護師と連携し、勤務の調整を行う。
- ・ ローテーションは各学校の医療的ケアに関する校内委員会で把握したニーズに基づき決定する。

## 学校等における医療的ケアの実施に関する関係者の役割

|           |  |
|-----------|--|
| 教育委員会     | ガイドラインの策定、看護師の確保、医療的ケア協議会の設置運営、指導医の委嘱連絡調整、研修 |
| 教員        | 看護師と連携し医療的ケア児の支援にあたる、緊急時の対応                  |
| 養護教諭      | すべての児童生徒等の健康を司る、ヒヤリハットの蓄積と分析、看護師の補助          |
| 医療的ケア看護職員 | 指示書に基づく医療的ケアの実施、教員・保護者との情報共有、緊急時のマニュアル作成・対応  |
| 主治医       | 本人や学校の状況を踏まえた書面による指示                         |
| 学校医       | 検診時の対応、地域の感染症等の状況に応じた学校での対応に関する指導助言          |
| 医療的ケア指導医  | 個別のマニュアル、緊急時マニュアル、学校生活における注意点等の指導助言          |
| 保護者       | 学校との連携協力、定期的な受診・連携、健康状態の報告、ケアに必要な器具等の準備      |

## 医療的ケア児の受入れまでの主な流れ



### トピック 巡回型看護師派遣について

- ・今年度は特別支援学校に6名の看護師を常時配置し、小中学校には教育委員会所属の看護師が2名がそれぞれのニーズに合わせて巡回している。
- ・小中学校については、自己導尿が正しく安全にできているかの見守りや血中酸素濃度の数値の変化をチェックすることが中心の学校と、常時教室内で待機が必要な学校があり、児童生徒の登下校の時間などを考慮し、ケアの時間を決めることで少人数の看護師でニーズの異なる3名の児童生徒に対応できている。

### 医療的ケアの実際(巡回の工夫)

- ・小学4年の男児は、担任の見守りのもと、自分で酸素ポンベの交換を行う。手技に問題がないか看護師が支援又は見守る。看護師が中学校のケア終了後、週3回巡回。
- ・小学3年女児は自己導尿の補助のために看護師が手技及び衛生面での問題がないか支援又は見守りを週1回程度している。
- ・中学2年女子は、ストレッチャー、人工呼吸器を使用し、授業中も全介助が必要であり、看護師が常時学校に待機しながら必要なケアをしている。ケアが多くなる4時間目から昼食後までの時間帯を2名体制でケアに当たる。
- ・今年度から学校の様子を指導医が巡回訪問し、アドバイスを受けている。
- ・中学2年女子は「学習面や行事参加について普段聞くことのできない話が聞けた。」また、主治医でもある医師からは、「次回の診察に生かすことができる。」と言われ、意義のある訪問になった。

### 成果・次年度の取組

- ・引き続き医療的ケア実施体制の整備に関する検討会を開催し、ガイドラインを含めた体制整備について協議する。
- ・医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、定期的に巡回指導などの方法で、学校や看護師が医療的ケアに関する相談に対する助言など受けることができる支援体制の充実を図る。
- ・巡回看護師1名が主として動くことで市内全体のニーズを把握することができた。ケア技術の質を保つことができた。
- ・次年度は看護師2名を常勤にし、ローテーションを組むことで保護者・学校関係者との連携やケアの安全性を高める取り組みを行う。